

第百七十七回国
参議院内閣委員会會議録第七号

平成二十三年四月二十六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十一日

辞任

宇都 隆史君

佐藤 正久君

四月二十五日

辞任

連 舫君

四月二十六日

辞任

平野 達男君

理事

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

谷合 正明君

小野 次郎君

糸数 慶子君

中野 寛成君

五十嵐吉郎君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

小谷 涉君

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要が特に高いと認められる取引を行うに際しては、これらの事項に加え、資産及び収入の状況の確認を行わなければならないこととするものであります。

第三は、本人特定事項の虚偽申告、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則を強化することとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、預貯金通帳の不正譲渡に係る罰則の強化に関する規定については公布の日から起算して一月を経過した日、その他の部分については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願い申し上げます。

○委員長(松井孝治君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○植松恵美子君 民主党の植松恵美子でございます。

本日は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正案についての質問を伺ってまいりたいと思っておりますが、今回の改正はFATFからの是正勧告を受けての改正であると思っておりますけれども、今お手元に配付しております資料では、FATF加盟主要国による相互審査の結果が記されております。

この四十九の項目についての相互審査の結果を見ますと、日本は国際的にはどのように評価されていると考えられるべきであると思っておりますが、まず、その御認識を伺いたいと思っております。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

す。

○国務大臣(中野寛成君) 平成二十年十月に公表されましたFATF第三次相互審査において、我が国はG8を始めとする諸外国に比べ相対的に低い評価を受け、顧客管理に関する問題を始め様々な指摘を受けたところでございます。特に、FATF勧告の中でも重要勧告の一つである顧客管理については、四段階ある評価のうち最も低い不履行との評価を受けたところでございます。この顧客管理について、G8諸国のうち不履行の評価を受けたのは我が国以外ではカナダのみであり、その後、カナダにあつても法令改正を行ったものと承知をいたしております。したがって、我が国だけ何の対応もしていないとの評価を受けないように、顧客管理を内容とする今回の犯罪収益移転防止法の改正が是非とも必要であると考えております。

若干我が国が遅れているような印象を持たれるかもしれませんが、相対的にそう遅れているということではなく、それぞれお国柄もございまして、そういう意味で、ただし肝心要のところ、やっぱ遅れるということはいかがというところで、今回の問題に取り組ませていただきます。

○植松恵美子君 私、この表を見たときの印象としては、他国に比べて日本というのはちよつと不履行とか一部履行の三角とかペケが多いなという印象でございましたので、今回の一部改正をすることによって前進をされているんだなということを理解しております。

でパツ、不履行になつておりますが、そのほかにもパツ、不履行だとか、三角、一部履行なども見受けられます。

こういった顧客管理措置以外のことについては他省庁の所管事項であるとも思いますけれども、他省庁との連携も取つて対応をさせていただいていけるんではないかと。対応状況などについて伺いたいと思います。

○政府参考人(小谷渉君) FATFからは、今回の犯罪収益移転防止法の改正の対象でございます顧客管理以外にも、テロ資金の国内取引の凍結の問題や国際組織犯罪防止条約の批准の問題などについて様々な指摘を受けたところでございます。これらの事項につきましては、それぞれ関係省庁において検討がなされているものと承知をいたしております。

○植松恵美子君 今回の改正ではこの五番目の顧客管理措置だけの改正になりますので、是非他省庁との連携を取つていただいて、まだ不履行だとか一部履行をちゃんと履行になるように連携を取つていただきたいと思つております。

今回の改正によって本人確認などを行う必要がある事業者、つまり特定事業者に電話受付の代行サービスの事業者が追加がなされました。この電話受付代行サービスという、そういった事業者があるということも私余り知らなかったですし、自分自身は余り利用したことはございませんけれども、この事業者の追加を検討するに当たっては、やはりこれらの事業者を舞台にしたいろいろな犯罪がこれまで行われてきたという事実関係があると思ひますけれども、これらの事業者を利用しての犯罪が、どのような犯罪が行われ、また被害額というものはどういったものがあるか、確認をさせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(小谷渉君) 今回の改正により特定事業者に追加されます電話転送サービス事業者は、近年、特に振り込め詐欺に多く利用されている実態があるところでございます。平成二十二年中の数字で申し上げますと、警察が検挙いたしました振り込め詐欺事件は五千百八十九件でございます。このうち電話転送サービスが利用されたものは千七百二十三件と、全体の約三分の一にも及んでいるところでございます。

一方、この電話転送サービス事業者を利用した犯罪の被害規模でございますが、これを把握することはなかなか難しいわけですが、平成二十二年中に警察が認知をいたしました振り込め詐欺全体に関して申し上げますと、件数は六千六百三十七件で、被害金総額は約八十二億一千三百六十一万円となっております。

○植松恵美子君 実際に犯罪には利用された事業者ではございませんけれども、そもそもはちゃんとしたいいろいろな業務をアシストするような事業者だと思ひますけれども、こういった事業者が特定されたわけでもございませんけれども、実際の犯罪防止法を全面施行されて、平成二十年の三月から三年がたちました。この間、この制度を導入したことによって様々な問題が生じている特定事業者というののもこれまでであつたかと思ひますけれども、こういった特定事業者の方々に御意見を聴取するといったような機会などはこれまで持つたことがあつたんでしょうか。もしあつたとしたら、こういった法律が施行されて特定事業者に起こつた問題点というのはどういったものが挙げられたのか、伺いたいと思ひております。

○政府参考人(小谷渉君) 今回の提出させていたいただきました法案の検討に当たりましては、昨年二月から六回にわたりまして、銀行業界や不動産業界の方を含む実務家等から成るマネー・ローディング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会を開催いたしましたほか、同懇談会が昨年七月に公表いたしました報告書も十分に踏まえて検討、立案を進めてきたところでございます。

その間、事業者の方からは、要するに、一方でマネーローディング対策としての実効性をどう確保していくか、そしてその実効性を高めれば高めるほど逆に事業者の方でありますとか顧客である国民の方々の負担というものは重くなりまして、その両者のバランスをどういうふうに取りつていくかという御議論がこの懇談会でも盛んに行われたわけでございます。

そういうことを踏まえまして、本法案の内容につきましても、関係省庁を通じて業界の意見を伺いながら検討を進めてきたものでございまして、業界の御理解をいただながら検討を進めてきたものと承知をいたしております。

○植松恵美子君 実際に私も、久しぶりに自身銀行の窓口に行つてお金を引き出そうとか、別に全然悪いことをするつもりもなく、突然に銀行に行つてお金を用意しようと思つたら、いろいろな書類を準備してくださいとか本人確認をしてくださいとか、あるいは書類提出してくださいとか、もう行つたり来たり、一度で済むこととはなくて何度か銀行に往復するようなことも経験したこともございまして、また定期をつくらうと思つてもなかなかつくれないような状況になつたりして、非常に手続が煩雑になつてきたという印象があつたりするわけなんですけれども。

やはり、実際に犯罪を未然に防ぐというのは、この特定事業者の窓口にあつた人、非常にフレキシブルな、何というんですか、対応というのが非常に大事になつてきますので、そういった窓口に対応している方の現場の声というのをしっかりと耳を傾けて、意見を取り上げていって改善をしていくべきだと思ひますけれども。

この犯罪の取締りや抑制の効果ばかりに重点を置いて、法改正によって煩雑ないろいろな提出書類が増えていくわけでもございますけれども、このために一方で事業者に大きな負担というのか、経済活動に支障を来すような負担が、私はある程度負担のしかつていないんじゃないかなという懸念というのか心配もございまして、政府はこの負担を軽減するためにはどのような対応を取つていけるんではないかと。

○政府参考人(小谷渉君) 本法案の策定に当たり

ましては、先ほど申し上げましたように、マネーロンダリング対策としての実効性と、事業者、国民の方々の負担のバランスを考慮してきたところでございます。また、本法案に基づく下位法令の制定、ここでいろいろな手続等を定めることになるわけでございますが、その制定に当たりまして、今申しましたと同様に、マネーロンダリング対策の実効性、それから事業者、国民の負担のバランス、これを考慮していく必要があるものと考えております。

議員御指摘の事業者の方々、国民の負担ということにつきましても、今後、関係省庁、業界と十分協議をいたしまして、パブリックコメントで広く意見を募るなどしながら十分に検討してまいり所存でございます。

○植松恵美子君 実際にちよつと負担が増えたとかといった事業者とかはございませんでしたか。

○政府参考人(小谷涉君) この制度で一番大きな負担を担っていただいているのは金融機関の特に銀行の方でございますが、いろいろな約款等で、例えば確認するものについてはその約款で顧客の方にお願いをするというようなことによつて、幾つかの銀行においてはうまく負担とそれからマネーロンダリング対策の目的の達成をバランスをさせるというような自主的な努力もこれまでされてきたところでございます。そういうことでございます。

○植松恵美子君 恐らく顧客の方たちにも負担が増していると思いますが、これはもうそれぞれがいわゆる今回のマネーロンダリングを防ぐということに対して善意を持って皆さんが協力をしていくという上になり立っていることだと私は認識しております。

今回心配しておりますのは、東日本大震災によつて被災された方々とか事業者というものは、もう全てのものを失っている方たちがたくさんいらっしゃるような状況であります。こういった方たちは、やはり一番最初に経済活動を始める上に、金融機関などへ行つて口座を開くだに

か、あるいは何も証明するものはないけどお金を引き下ろしたいとか、そういったことが今後頻繁に起こってくるというか、今でも起こっていると思っております。

この法律が施行されて、身分証明書や印鑑、会社の登記簿などが準備できない方に本人の確認書類の提示を求めることは困難であると思ひますけれども、この法律の適用によつて支障が出るようなことにならないように、被災された方々に対してはどのように対応されていくおつもりなんでしょうか。

○国務大臣(中野寛成君) 全く御指摘のようなことをしつかりと我々踏まえて対応しなければならぬと思っております。

特に、東日本大震災による被害の状況等に鑑みまして、被災された顧客であつて運転免許証を提示するなど正規の本人確認方法によることが困難であると認められる方の本人確認方法を、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受ける方法とすることができるよう犯罪収益移転防止法施行規則を改正をし、三月二十五日に公布、施行しているところでございます。また、運転免許証の再交付などにつきましても適宜対応をしているところでございますが、警察としては、引き続き、今般の地震で被災した方々に対するあらゆる支援を含めて努力をしてまいり所存でございます。

○植松恵美子君 被災地周辺の地域においての金融機関とか特定事業者は、こういった今回は特別措置が行われているということとは周知徹底されやすいと思ひます。感覚で、今こういう状況なので、今国からこう言われているのぢやんと対応できるかもしれません。

ところが、今被災者の方たちというのは被災地以外の県外に、御親戚を頼つたりとかあるいは新しいところで生活を始めるといった、県外で、日本各県に散らばっている状況であります。そうしますと、そういった方が県外の金融機関に行つて、いわゆる銀行だとかそういったところに行つ

たときに本人確認の書類を提出を求められて対応がなかなかしてくれないということも懸念されますが、こういったように被災地以外の場所での特定事業者への周知徹底というのはどのようになさるおつもりだと思つていらっしゃるのかということが一点。

あと、もし本当に地方の方でなかなか対応してくれないような特定事業者があつた場合、相談をしたりとか連絡を取つて何とかしてもらいたいと思う方々の窓口ですね、相談窓口というのは設けていらっしゃるのでしょうか。というのは、お年寄りだとか高齢者の方だとかというのは、金融機関に行つて何々を提出していただけないと口座を開かせんよと言われると、それ以上自分のことを主張することができない方もたくさんいらっしゃると思うんですね。そういった方々が気軽に相談したり連絡する窓口の創設というのは必要だと思ひますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(中野寛成君) 東日本大震災の被災者に対する本人確認方法の特例措置については、先ほど申し上げましたように三月二十五日に公布をいたしました。この公布、施行された三月二十五日に、早速、警察庁のホームページにその概要を掲載をしたほか、マスメディアを通じて広報や首相官邸のホームページへの掲載等を通じて周知徹底に努めてきたところでございまして、新聞等も主要紙がほとんどその広報を掲載をいたしましたし、またNHKその他マスメディア、いろいろな形で御協力もいただいております。また、事業者に対しては、それぞれの事業者の所管省庁を通じて、この特例措置の趣旨や運用上の留意事項について周知を図っているところでございます。

なお、相談窓口ですが、全国銀行協会が被災者のために銀行の相談窓口を取りまとめて公表しているほか、業界団体、金融庁や各地方財務局等におきましても相談に応じているものと承知をいたしております。でき得る限り御不便のないように、警察としても、また各省庁協力をして努力を

してまいりたいと思ひます。

○植松恵美子君 私が先ほど申し上げましたのは、やはり今回被災された方々で心配なのは、余り事務手続とかが慣れていらつしやらない一般の方々も被災をされている、またお年寄りの方もされているわけですね。ですから、ホームページだとかというのは余り慣れていらつしやらない方にも周知を徹底するためにはもう少し工夫をされた方がいいんじゃないかという御提案を申し上げたいのと、やはり気楽に、窓口に行つて事務的に機械的にお断りをされると、お年寄りの方は怖くて、銀行に、ちよつと私はもう無理なのかしらと思つてしまふ可能性もあるわけなんです。

ですから、身近なところで相談に乗つていただける、あなたの場合大丈夫なのよとか、一緒に付いていくような、そういった気軽な相談窓口、身近な相談窓口を私はやはりつくつていただきたいなと思ひますので御提案申し上げます。

そして、その一方で、この特例措置を悪用して、いわゆる犯罪に利用されるおそれが増すわけであると思つております。この大震災の火事場泥棒と言つてはなんですか、言葉は悪いですが、けれども、どきどきに紛れて今こそ悪用される可能性も高いわけですね。今、現段階で考えられているように、当分の間は被災者に関しては本人の自己申告を受ける、そして後日に確認できるようにした段階で本人確認をするといったような措置をとるわけですが、これ悪用されないためにはどういったいような用心をしておくような措置をとつていらっしゃるのか、伺いたいと思ひます。

○政府参考人(小谷涉君) 先ほど大臣から答弁していただきました本人確認方法の特例でございますが、これは地震で被災された方で、かつ本人確認書類を用意することが本当に困難な方などに対象としたものでございます。犯罪に悪用されることのないように、それぞれの事業者において適切に運用していただくということが望まれるところでございます。

そのため、事業者に対しては、私どもの方からそれぞれの事業者の所管省庁を通じて、この特例措置の趣旨や運用上の留意事項について周知を図らせていただいているところでございます。

なお、被災者に成り済まして口座を開設するなど、この特例措置を悪用した事例が発生いたしました場合には、検挙すべきものは検挙措置を講じるなど厳正に対処してまいります所存でございます。

○植松恵美子君 是非とも、このどきどきにいろいろな犯罪が国際的に、被災地が現場として使われないように警戒をしていただきたいと思えます。それでは、取引時の確認事項が追加されたことについて伺います。

今回の改正によって、本人の特定事項のほか、第四条第一項第二号で新規に追加された確認事項に取引を行う目的があります。この取引を行う目的というのは一体どのようにして確認を行うつもりなんですか。もう既に具体的な策が決まっているんでしょうか。

また、続いて第三号では職業と事業内容という項目が追加されました。この職業を書くという欄というのは、これまでもいろいろな書類に私も書いたことがあります。正直言って国会議員と書くのは恥ずかしいので、会社経営者とか、あるいは出す書類によっては主婦でも十分通じるんですよ。何と書けば信用があつて何と書けば通らないのか、意味もなく職業欄があつたりするんですけども、この職業によってどのような判断をなさるおつもりなんですか。また、本当にその職業に就いている人かどうかというのを確認する方法というのも確定しているんでしょうか。

同様に、その職業と事業内容についても、最近ではもう横文字の会社とか、こんな言い方したら年が分かれますが、片仮名の会社とか、ちょっと一見してどんな事業内容の会社に御勤務されているのかさっぱり分からないようなことが多いんですけど、この仕事、事業内容が本当かどうかという真偽をどうやって確かめるつもりであるのか。

つまり、きちつと確認を取る方法とか具体策を考えていないならば、単なるこれは国際的にアリのパイづくりなんですよ。たぐさんのことを聞きましてたぐさんというアリのパイづくりのためにこの項目が追加されたのではないかと思います。この三点についてどのように確認を取るおつもりなんですか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(小谷渉君) お答えいたします。まず、取引を行う目的でございますが、これは例えば銀行に口座を開設するといったような場合では、生活費の管理のためといったものや事業用の資金決済のためといったようなものが想定されるところでございます。

それから、続きまして職業でございますが、これは例えば公務員でございますとか銀行員でございますとか、そういったものが一般的には想定されるわけでございますが、その確認の仕方につきましては、取引目的もそうでございますけれども、先ほどから申し上げておりますマネーロンダリング対策としての実効性、そしてその一方で事業者や国民の御負担というのを考慮しながら、関係省庁、業界と十分協議をいたしまして、さらにパブリックコメントで広く御意見を募るなどしながら、一番適切なところを検討してまいりる所存にいたしております。

ちなみに、事業者や国民の方々の御負担を考えた場合に、今回の改正によって新たに追加される事項の確認方法につきましては、例えばチェックリストのようなものを用いることも含めて検討していかなければならないと思いますが、具体的な確認方法等については、そしてそれが正しいものであるかどうかということも含めまして、先ほど申しましたような協議、そしてパブリックコメントで御意見をいただくというようにしてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○植松恵美子君 ちょっと御答弁がよく理解できなかったんですけども、犯罪を起こす人が怪しい職業をわざわざ自分で書くことというのは恐

らくないと思います。私も無難なところで主婦だとかと書いた方がいいときは主婦と書きますし、あるいは会社員の方がいいときは会社員と書いてもいいんじゃないかというぐらい、その職業欄はあつてなきがごしのような欄だと思っております。すし、事業内容に至つては本当に好きなように書けると思ひますので、もう少しこは、せつかくこういつたことを追加されるのでしたら、どういった確認方法を取るつもりであるのかというのをもう少し踏み込んでお考えになつて改正をされたいのではないかとすることは思つております。

最後になりましたけど、今回の改正によつてFATFの指摘されたことに十分にこたえた改正案になつたかどうか、どのようにお思ひになつていかを伺つて、終わりたいと思ひます。

○国務大臣(中野寛成君) FATF勧告は、今回の犯罪収益移転防止法の改正が対象としている顧客管理に関するもののほか、テロ資金の凍結、没収や国際組織犯罪防止条約の批准など多岐にわたります。また改善すべきの指摘も様々な点に及んでおります。これは先ほど御指摘いただきました顧客管理に関しても、我が国の法制度に必ずしもなじまないものも含めて様々な指摘がなされましたが、今回の改正案には可能な限り指摘への対応を盛り込んでおり、相当程度こたえているものと認識をいたしております。

ただ、それぞれのお国柄や歴史や伝統や文化、その他いろいろなものが国際社会の中では入り交じつていくわけでありまして、単にペーパーによる回答というだけではなくて、もう少し背景の事情を説明することも必要かと思ひますので、本年十月のFATF全体会合においては、できる限り良い評価が得られますように、そうした事情や改善状況について十分に説明を尽くしてまいりたいと思ひます。

よつて、どこまでやれば十分かとか不十分かとかというこの線引きはなかなか難しいところがございますが、この十月における全体会合において

それらのことをしっかりと説明をし、また議論もしてまいりたいということでございます。

○植松恵美子君 ありがとうございます。国際的な評価をいただくというのも大事でございますけれども、実際にこの日本というところがマネーロンダリングとか犯罪の温床だとか現場になつてはいけないと、それをやはり防ぐことがそもそも一番大事だと思つておりますので、是非とも皆様方のお力をいただいて、こういつたことにならないように是非頑張つていただきたいと思います。

終わります。ありがとうございます。

○松村龍二君 自民党の松村でございます。この度の犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案について御質問をさせていただきますが、あわせて、三月十一日に発生しました東日本大震災におきまして警察の諸活動についても、この際、国家公安委員長に幾つか御質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、マネーロンダリングについて御質問するわけでございますが、この法律はマネーロンダリングを防止するための法律ということでありますが、マネーロンダリングというところ、言葉はよく聞いたことがあるんですけども、内容があと一つなじみがないという国民も多いんじゃないかというふうに思ひます。

マネーロンダリングといふと、中南米におきましてコカインその他の麻薬がアメリカ、ヨーロッパ等に密売されると、そのお金を生で使うわけにはいかぬので洗浄して、ロンダリングして使うというギャングの手法、これに対して国際的な輪をはめているということかと思うんですが、そういうイメージがあるところに今この度の改正でございますので、少しく具体的な話をお聞かせいただければ幸いです。

そこで、まずそもその前提として質問いたしますが、マネーロンダリングという行為について我が国の法令では具体的にどのように規定し、あるいは処罰しているのか、お伺いします。

○**國務大臣(中野寛成君)** 御提起申し上げております法案の淵源につきまして先生から御説明いただきまして、ありがとうございます。まさにそのとおりでございます。加えて、最近、国際テロ問題であるとかいろんな対策にこのことをより一層役立てていきたいという、目的が広がっていることもまた一方事実でございます。

マネーロンダリングについては、組織的犯罪処罰法又は麻薬特例法におきまして、犯罪収益等又は薬物犯罪収益等の隠匿の罪、もう一つは犯罪収益等又は薬物犯罪収益等の收受の罪等を規定をいたしております。隠匿と收受ということ、日本語で言うことによってかえって難しくなっております。先生先ほどおっしゃいました歴史的経緯もこの名称によって一目瞭然で分かるということでもございますが、隠匿の罪につきましては五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金、收受の罪につきましては三年以下の懲役又は百万円以下の罰金と規定されております。

○**松村龍二君** どうもありがとうございます。我が国におきまして、それではこのマネーロンダリング犯罪というのは実際にどれぐらいあるのか、また具体的な事例としてどのようなものがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○**政府参考人(小谷渉君)** 平成二十二年中に警察が検挙いたしましたマネーロンダリング事件の件数でございますが、犯罪収益等の隠匿の罪につきましては、組織的犯罪処罰法に係るものが百三十九件、麻薬特例法に係るものは八件でございます。それから、犯罪収益等の收受の罪につきましては、組織的犯罪処罰法に係るものが六十五件、麻薬特例法に係るものが一件など、合計で二百十四件ございまして、前年と比べ二十二年減っておりますが、過去二番目に高い数字でございます。

た中国人名義の口座を用いるなどして中国に送金していた事案、あるいは、ブラジルから持ち込んだ大量の医薬品を無許可で販売して得た犯罪収益を、ブラジル国内の貿易会社との取引の代金を代理決済するなどの方法によりましてブラジルに送金していた事案などがございまして、

○**松村龍二君** 少し具体的な姿が見えてきたような気がします。そもそも我が国におきましてどの程度の規模の犯罪収益があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○**政府参考人(小谷渉君)** 犯罪収益の規模につきまして警察が把握している数字を幾つか申し上げますと、まず平成二十一年中の窃盗、詐欺、横領等の刑法上の財産犯の被害額の合計は約一千八百二十四億円でございます。また、幾つか類型別に各種犯罪の平成二十二年中の被害額を申し上げますと、振り込め詐欺又は恐喝の被害額が約八十二億円、やみ金融事犯の被害額が約百十九億円、未公開株売買などによります利殖勧誘事犯あるいは資産形成事犯の被害額が約百八十億円でございます。このほかに薬物事犯でございますとか賭博などといった犯罪の収益も、数字は把握していないわけでございますが、多額に及ぶものと承知をいたしているところでございます。

○**松村龍二君** 我が国において行われる組織犯罪の中心にありますのは暴力団であるわけでありまして、まさに暴力団のような犯罪組織が行うマネーロンダリングをしつかりと検挙していかねばならないと考えます。そこで、暴力団によるマネーロンダリング犯罪はどれくらいあるのか、また具体的な事例としてどのようなものがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○**政府参考人(小谷渉君)** 平成二十二年中に警察がマネーロンダリング事犯で検挙いたしました二百十四件のうち暴力団構成員等が関与いたしましたものは九十五件でありまして、全体の半数近くを占めているところでございます。

具体的な事例といたしましては、六代目山口組の傘下組織の組員らが路上生活者に成り済まして住宅ローンの融資を申し込み、だまし取った犯罪収益によりマンションを購入していた事案、あるいは、同じく六代目山口組の別の傘下組織の幹部でございまして、売春行為を行っていた無店舗型性風俗特殊営業の経営者からみかじめ料として収益の一部を受け取っていた事案などがございまして、

○**松村龍二君** 我が国におきましては、暴力団等の犯罪組織がマネーロンダリングをする事例が相当程度あるとございまして、一方では、国際的なマネーロンダリングを防止していくという観点からは、外国の国際的な犯罪組織が日本にいる者と結託してマネーロンダリングを行うということも防いでいく必要があると考えます。

外国の犯罪組織がマネーロンダリングを行った事例としてはどのようなものがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○**政府参考人(小谷渉君)** 外国の犯罪組織による具体的な事例といたしましては、ナイジェリア人らが国際的な詐欺事件により取得をいたしました多額の犯罪収益につきまして、アメリカ国内の銀行から偽造の送金指示書を利用いたしまして、日本を始めとする複数の国の銀行口座に合計約二十八億円の資金を送金した事案などがございまして、

○**松村龍二君** 次に、今回の議題であります犯罪収益移転防止法についてお伺いいたします。まず、現行の犯罪収益移転防止法がこのマネーロンダリングに対してどのように機能しているか、お伺いします。

○**國務大臣(中野寛成君)** 犯罪収益移転防止法は、金融機関等の特定事業者に対し、顧客の本人確認、取引記録の作成、保存、疑わしい取引の届出などを義務付けることにより、マネーロンダリングが行われた場合にその資金の追跡ができるようにすることとし、犯罪の実態解明や検挙に役立つ

○**松村龍二君** 今回の改正案では、取引時の確認事項の追加として取引目的や職業、事業内容、実質的支配者等の事項を確認しなければならぬというところとしております。今までは疑わしい事例があればそれを報告するというところで、あとは店員等が気を利かして突っ込んで聞くこともあるかもしれないけれども、それを義務とはしていないというわけですが、それを確認しなければならぬというようにしたわけでありまして、事業者や国民にとっては一定の負担が生じることになるので、これによる効果をしっかりと説明していく必要があると思えます。

今回の改正により、特定事業者が取引目的等の事項を確認することはマネーロンダリング対策上どのような効果が期待できるのか、お伺いします。

○**國務大臣(中野寛成君)** 御指摘いただきましたように、特定事業者が取引目的、職業等の事項を確認し、取引の態様等と照らし合わせることで、疑わしい取引を一層的確に把握することができるとなり、ひいてはマネーロンダリングが行われた場合の検挙が促進されるとともに、その抑止が図られることを期待をいたしております。また、マネーロンダリング対策の国際基準であるFATF勧告に対応することで、諸外国との歩調を合わせることができるとも期待をいたしております。

○**松村龍二君** 疑わしい取引を的確に把握すると言いますが、疑わしい取引の届出については現在どの程度活用されているのか、お伺いします。銀行等からどんな情報が入っても、警察にいたった情報や宝の持ち腐れになるということであってほしくないというふうに思うわけですが、現在どの程度活用されているのか。また、改正によりまして今後の活用についてどのような効果が見込めるのか、お伺いします。

○**國務大臣(中野寛成君)** お答えいたします。平成二十二年中は約二十九万四千件の疑わしい

取引の届出が行われました。そのうち二十万九千件、約七〇％であります。都道府県警察等の捜査機関等に提供をされております。提供を受けた都道府県警察におきましては、疑わしい取引に関する情報を端緒として三百九十件の事件検挙をしているほか、約八万八千件について裏付け捜査、余罪捜査、犯罪収益の移転先の解明等に活用しているところでございます。

改正案が成立した場合には、疑わしい取引に関する情報をより一層活用してまいりたいと存じております。

○松村龍二君 今回の改正案では、振り込め詐欺対策として、振り込め詐欺に多く利用されている電話転送サービス事業者を特定事業者に追加する、そして預貯金口座の不正譲渡等に関する罰則を強化するということを盛り込んでおります。

振り込め詐欺については何としても抑止していかなければならず、その改正項目についても全く異論はありませんが、そもそも振り込め詐欺とマネーロンダリングはどのような関係があるのか、お伺いします。

○政府参考人(小谷渉君) どのような犯罪でございまして、他人名義の預貯金口座等に被害金を振り込ませる行為は、犯罪収益の取得について事実を仮装している、装っているという点におきましてマネーロンダリングそのものでございます。したがって、振り込め詐欺もマネーロンダリングの典型的な例の一つであるということでございます。

○松村龍二君 振り込め詐欺等への対策として今回の改正案はどのような効果を期待しているのか、お伺いします。

○国務大臣(中野寛成君) 本改正案では、振り込め詐欺等に多く利用されている、先ほど申し上げました、電話転送サービス事業者に対し顧客の本人確認等を義務付けるとともに、被害金の振り込みを利用されている口座の不正譲渡等に係る罰則を強化することとしております。

改正案が成立した場合には、電話転送サービス

を利用する振り込め詐欺犯の検挙が促進されとともに、口座の不正譲渡等に歯止めを掛けることが可能となりますので、振り込め詐欺等の抑止に相当の効果があるものと期待をいたしております。

○松村龍二君 これまでの御答弁で、今回の改正案は振り込め詐欺対策を含め、マネーロンダリング対策に効果が期待できるということでありました。マネーロンダリング対策は、ともすれば国民に先ほど御質問がありましたように一定の負担を強いることになりますために、国民の理解が不可欠であると考えます。このためには、今答弁されたようなマネーロンダリングの実態や今回の改正による効果という部分を国民にしっかりと説明し、周知していく必要があると考えます。

このような観点から、今後、国民に対し、これらのことを周知していくことについてどのような方策を考えておられるのか、大臣にお伺いします。

○国務大臣(中野寛成君) 御質問ありがとうございます。犯罪捜査をより徹底的に行っていくことは大変重要であります。そのことによつて一方で国民に負担が掛かるというこのジレンマをどう解決しバランスを取るかというテーマでございまして、そのためには、一番の効果がある、必要なことは、今先生が御指摘のように、国民の皆さんに理解をしていただく、広報、周知をすると、このことが大変大切であるというふうに認識をいたしております。

各種広報媒体の活用、事業者に対する研修会の開催、国民の皆様への直接的な徹底周知の方法についてあらゆる工夫を駆使してまいりたいと、努力してまいりたいと思っております。

○松村龍二君 どうもありがとうございます。それでは、先ほど申しましたように、東日本大震災の問題について幾つか御質問をさせていただきます。

今日も新聞に、東日本大震災の被害は、死者は一万四千三百五十八人、行方不明者は一万一千八百八十九人、負傷者は五千三百三十四人というふうにかつておりました。この数を足すだけでも二万六千二百五十人の死者が出た災害であつたかなというふうにも思えるわけですが、阪神・淡路大震災のときは六千人亡くなりまして、それと比較しても大変な規模の大震災であるというふうに思ふわけですが、その問題につきましては後ほどまたお伺いします。

この度の震災におきまして消防団あるいは地方自治体の方々が殉職されたということは国民の皆さんよく御承知でございますが、警察官が一体何人殉職されたのか、またそうした殉職者につきましまして被災時にどのような活動を行つておられたのか、お伺いいたします。

○国務大臣(中野寛成君) 大震災に当たりまして、震災の大小によつて人的被害、また人権侵害、いろいろなことが起こりますが、それについて数字の上では比較することができないけれども、その重さについて比較することはできないだろうというふうにも思います。あらゆる災害をいかにして未然に防ぐか、またいかにしてその対策を講じるかということに全力を尽くさなければいけないと思つておるところでございます。

阪神・淡路大震災、私も経験をしておりますが、今回それを十分に参考にして対策を講じていくことはもとより大切だと思いますが、その規模、内容によつて実は今回の東日本大震災は随分と違うと思ひます。私も現地を訪れましたが、阪神・淡路大震災のときにはその後ブルーシートが一面に活用されておりました。今回はブルーシートはほとんど見かけない、一部だけあります。

言うならば、阪神・淡路は火災がありましたけれども、いわゆるその場で瓦れきになつて崩落をしている。今回の場合には、そのこともありますが、けれども、いわゆる津波という全く異質な災害が起こつたことだと思ひます。言うならば、何かを防ぐために、守るためにブルーシートを掛け

るその余地さえもないということが今回あつたように思ふのでありまして、私もそういうことを踏まえながら対策を講じていかなければと思ひますし、被災された皆さんに心からの御見舞い、そしてまた亡くなられた方に哀悼の意を表したいと思つておるところでございます。

その中で、警察官がどのように働いたのか、またその被害はという御質問でございます。今回の東日本大震災により、これまで二十三名の警察官の殉職を確認をいたしております。行方不明の警察官は七名と承知をいたしております。殉職者等のほとんどは地震発生に伴う地域住民の救助、避難誘導や交通整理、管内情報の収集といった災害警備活動中に津波に巻き込まれ被災したものでございます。

併せて申し上げますが、被災三県、主な被災三県で八千人の警察官、これに現在は毎日四千五百人の警察官を全国から動員をして対応をしているところでございますが、まさに連日連夜、しかも危険な状況を押しても、あの今問題になつております福島原発へ地上から最初に放水をいたしましたのも警視庁機動隊でございました。そして、今二十キロ圏内、十キロ圏内にまで踏み入つて捜索をしておりますのも警察でございまして、まさに全力を尽くして警察が努力していること、これは先生の後輩に皆さん当たるわけでございまして、大変な御努力をいただいていることに私も日々敬意を表しているところでございます。

○松村龍二君 二十三人の警察官が殉職され、七人が目下行方不明であるというお話でございます。

ここで質問を二つさせていただきますが、殉職者というのは、交通取締り中に殉職するとかいろいろあるわけでございますが、年間、何人何人殉職されたのか、あるいはここ数年何人ぐらいの方が殉職されているのか、お伺いします。

それともう一つ、亡くなられて御遺体が確認された警察官は二十三人、行方不明が七人と、こう言いますと、遺体が見えない警察官は殉職者

でないのかというふうにも論理上なるわけですが、いまいが、その辺については特定失踪宣告とかいう制度もありますけれども、殉職者であるということさえ具体的に認定されれば、それは初めから殉職者にカウントしてしかるべきでないかなというふうに思いますが、その二つ、お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(中野寛成君) 今回の震災に伴う行方不明者は、いずれも地震発生に伴う災害警備活動中に被災をしたものでございまして、警察としては、行方不明者の生存を信じ鋭意捜索を行っているとありますが、死亡が確認された場合、殉職者として扱われることになります。

過去五年の警察官の殉職者は、平成十八年五名、十九年四名、二十年一名、二十一年三名、二十二年三名、計十六名と承知をいたしております。よって、過去の五年の殉職者の平均人数は三・二名になります。数字をこういうふうにと統計的に申し上げるのは少々つらいところでございますが。

なお、先ほど失踪宣告手続に絡んでのお話もございましたが、冒頭申し上げましたように、これらの手続も踏まえまして、丁寧にその功に報いたいというふうな思っているところでございます。

○松村龍二君 先ほど申しましたように、消防団とか地方自治体の方等、住民を救うために命を投げ出したという事例もこの度たくさんあったわけでございますが、警察官も恐らくそのようなお気持ちで殉職されたんだというふうな尊崇の念を持つわけでございます。

それでは、命を投げ出して国民を救えというふうな、津波に対して日ごろどういう教育をしてもらえるのか、また今後どのような教育されるのか、そこをちょっとお伺いしたいのは、今回も大きな余震が、同じ規模の余震があるというふうな記事が新聞等にも出るわけでございますが、そのような津波に対して警察官がどのような対応をするのか。

あるいは、東北の方ではこの度駐在所もなく

なつたというようなことであれでございますが、和歌山県始め南海地方においては、「稲むらの火」というんですか、私も小さいころ、稲むらで、津波があつて稲に火を付けて奥地の住民に知らせたというふうな、小学校の教科書にそんなふうなものがあつたような記憶もあるわけでございますが、そのような、和歌山県で、地方でまた大津波等があつたときに、警察官に対してどのような教育をするのか。

津波というのは三十分とか時間があるという話も聞くわけでございますが、そのところをちよつと基本的なお考えを伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(中野寛成君) 警察は、国民の生命、身体を保護するなどの責務を有しております。警察職員は、国民から負託を受けた警察の責務を果たすという使命感を持って警察活動を遂行するものと承知をいたしております。

警察では、警察職員に対して、そうした警察の責務とともに、今回のような災害の発生時における地域住民の避難誘導、被災者の救出、救助等の警察活動について、採用時や昇任時等において警察学校などで教育をしているものと承知をいたしております。この度の地震の発生に際しましては、そうした使命感を持って津波等による災害から地域住民の方々を避難誘導するなどの活動に従事したものと承知をしており、大変残念ながら、想定を超える津波により、その活動中に警察官が殉職をしたところであります。

警察活動では、災害を始め事故や犯罪等による危険な事態と向き合うことが多く、こうした事態の発生に際し、受傷事故防止に配慮しつつ、決して無理な危険を冒すということではなく、自らもしっかりとした防護態勢をやはり注意しつつ、警察の責務を的確に遂行できるよう、引き続き警察職員に対する教育について警察庁を指導してまいり所存でございます。

○松村龍二君 震災の翌日以後、七十二時間ということはよく言われますけれども、警察の人命救助活動があつて、どれぐらいの方が出勤されていただけの方の人命を、被災者を救出、救助したのか、お伺いしたいと思ひます。自衛隊等もこの震災に対しては大変な御活躍であるということ国民の信頼を今集めているところでございますが、警察が人命救助で具体的にどれぐらいの実績を、実績といましようか働きがあつたのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(中野寛成君) 警察では、この度の震災の発生を受けまして、これまでに岩手県、宮城県及び福島県に対し、他の都道府県警察から合計約二万六千人の警察職員を派遣するなど、組織を挙げ被災者の救出、救助等について一つ一つ丹念に当たってきたところであります。これまでに約三千七百五十名の被災者を救出、救助したところであります。

時々自衛隊と比較をして語られることがありますが、そもそも自衛隊と警察はその任務、目的、組織の概要、装備、全然違うわけでございまして、自衛隊のようにいわゆる自己完結型で短期間に大量に動員して事に当たることができる組織と、警察のように都道府県警察として、そしてまた、しかもこの前福島原発に参りましたときにも自衛隊の防護服を借用して警視庁機動隊が参りましたように、本来自衛隊と同じ装備を持っているわけではありません。

もう少し言いますと、例えば自衛隊は重機を持つておりますが、警察はそれほど重機を持つていないわけではありません。それぞれの役割分担があるということも前提にして、多分先生もおっしゃりたいと思ひますけれども、警察と自衛隊違うということをむしろ何らかのときに申し上げておきませんと、類似の似て非なる作業をしている、そこで混同されることがありますので、先生の御質問の機会をちよつとお借りしてそのことを付け加えさせていただきますと思ひます。

さて、例えば三月十二日、宮城県警察においては、警察ヘリを活用し列車内に閉じ込められていた乗客など約二十名を救出をいたしました。三月

十四日及び十五日には、福島県警察において、福島第一原子力発電所から二十キロメートル圏内における病院や介護施設から自力退避が困難な方々約四百五十名を救出をいたしております。三月二十日には、宮城県警察において、石巻警察署員が消防レスキュー隊とともに連携を図り、倒壊した家屋から女性一名と男性一名を救出するなどしたところでございます。

以上でございます。

○松村龍二君 私もしも若いころある県に勤務してまして、山崩れで集落が全部なくなつてしまつたと。そのときに県警として動いたときに、交通整理とか法的権限を身に付けておりますので、それを十分に発揮させる仕事をする警察は働くけれども、自衛隊等は、やっぱり集団で寝泊まりして、食事も寝具も自分の手前で作つて、それで、しかも労働を伴うような仕事を集団でやるということには非常にたけた組織だなというふうなことも私自身も経験いたしましたけれども、機動隊その他、警察もしつかりやつていただいていると思ひます。

ところで、外国人から日本は大したものだと、こういう大震災があつても、外国ですとお店から物をかつ払つて逃げ回るといふふうなことがよくテレビ等でも放映されたりしますけれども、日本人はそういうことが一切ないということで尊敬するといふ最初報道がありましたけれども、その後、信用金庫の金庫が全部開けられたとか、コンビニエンスストアのＡＴＭが破壊されて現金が盗まれたというふうな事案とか、あるいはガソリン等が盗まれたとかいうような事案が報道されております。最近では、空き巣が十キロや二十キロ以内の範囲の家に入つて窃盗の被害に遭つたというふうなこともあるわけでございますが、こういう犯罪の予防については国家公安委員長としてどのようなお指図をしておられるか、お伺いします。

○国務大臣(中野寛成君) 御指摘のように、国際社会から日本人の節度、そしてまた忍耐力、いろんな意味で日本人のすばらしい対応をしている姿

を評価をされておりますが、また一方、政府としてはそれに甘えるわけにはまいりません。精いっぱい努力をして、国民の皆さんの御苦勞を少しでも少なくするように努力を重ねていかなければならないと思います。先生の御感想についてまさに共鳴をするところでございます。

一方、御質問にお答えいたしますと、残念ながら、被災地においてコンビニエンスストアのATMが破壊されたとか、いろんな事件が勃発をしていくこともまた一方で事実でございます。

被災地におきましては、その治安を維持することが最も重要でありますから、警察としては、被災県警察に加えまして、全国から派遣されました地域警察特別派遣部隊、これはパトカーで制服で、言うならば、これ見よがしと言つてはいけません、むしろ警察の姿を皆さんに見ていただくことによって、被災者の皆さんが安心してくださる、また場合によっては抑制というか牽制効果も発揮するという意味で、見える姿、形での対策と、一方、特別機動捜査派遣部隊、覆面パトカーで私服という刑事部隊、これら双方を派遣をいたしまして、パトロールや違法行為の取締りを強化をいたしているところであります。

また、女性警察官等が避難所等において相談対応や防犯指導等に従事するなど、これは先ほどのマネーロンダリングの御相談もあるかもしれませんが、それから、その他女性警察官、女性同士でなければ話せないこともあるだろうと思ひますので、いろんな臨床心理の勉強をした女性警察官に行つていただくとか、いろんな形でできる限りの創意を工夫しながら、少しでもお役に立てるようという気持ちで被災地の方々の安全、安心の確保に努めているところでございます。

今後とも、現地の状況等に依じて必要な体制を確保し、被災地における違法行為の抑止、牽制と住民の安心の確保のために努めてまいりたいと思ひます。

○松村龍二君 もう一つ、警察のこの度の大きな役割をいたしまして身元確認ということがあった

んでないかなというふうに思ひます。

先ほどの、今日の新聞でも数字が、死者は一万四千三百五十八人、行方不明者が一万一千八百八十九人、そのほかにも行方不明の、失踪したという届けが警察にない方の亡くなつていられる方というのが数千人いるんじゃないかなというように、何が指摘されておりますが、地震の直後、我が自民党におきましても、地元の国会議員あるいは関係の国会議員等が集まりまして警察にも御留意の発言をしたわけでございますが、日本の場合非常に遺体の尊厳ということを強調されて、そのことはすばらしい国柄だと思ひますけれども、そのために厳格になり過ぎて遺体の発見が遅くなるというようなことがあるんじゃないかな。そして、最初是非常に慎重に丁寧にやつておりながら、最後は土葬して取りあえず埋めておくというふうなことに走らざるを得なかつたというふうなこともあつたんでないかなというふうに思ひます。

また、皆様御覧になつたと思ひますけれども、「三陸海岸大津波」という本等を読みますと、津波において御遺体が海岸等において非常に残酷な無残な姿であつたというふうな、小説といひましようか、吉村昭さんの実録の本があるわけでございますが、いろいろ御苦心されたかと思ひますけれども、戦後、私も北陸におりますと毎年大きな洪水がありまして、それでその翌日の新聞を見ると二十四人亡くなつたと、流れたというふうな記事が載る。そうすると、正確に数えると実は一人少ないというふうなことがありまして、警察が皆さんに数えているんじゃないかというふうなことがあつたためか、非常に御遺体を、死者を一人一人、お医者さんの死亡診断書がなければカウントしない。また、行方不明についても、警察に対して捜索願があつたものだけ行方不明者にカウントするということになりまして、実際の震災の大きさを当初において把握するのに非常に間違ひを起すというふうなことになるんでないかなというふうに心配する発言があつたわけですが、

この度の御遺体の身元確認に大変御苦勞されたわけでございますが、それについて一言お話をいただきたいと思います。

○国務大臣(中野寛成君) 今回は御遺体の収容、実は大変困難を極めております。それでも大体一日平均百体くらい今なお発見、また収容されているところでございますが、阪神・淡路のときには津波ではありませんでしたので、御遺体が、言うならば、発見する場所というのが日常生活をされている場所又は早朝でしたので御自宅であるとか、行方不明が最終的には一桁に収まつたと思ひます、阪神・淡路の場合は。

今回はそういうことはとても望めませんが、それでも日々大変な努力をしているところでございまして、昨日現在で都道府県警察から、各府県から報告を受けております死者数及び行方不明者数は、死者数が一万四千四百七人、行方不明者数が一万一千七百六十二名でございます。

私はあえてこれを合計して物を申し上げたことは一度もございませんで、死者数がこれからなお増えてまいりますが、それ以上に行方不明者数の数が減つてきつたところも事実。すなわち、行方不明者ではあつたけれども、亡くなつておられたのではなくて御健在で発見されるケースも今なお毎日あるということを念のために申し上げさせておいていただきたいと思います。

警察では御遺体の身元確認に努めておりますが、例えば身元を確認できない御遺体を収容した場合、死者数に計上することとなりますが、こうした方について行方が分からないとの届出や連絡がなされた場合には行方不明者としても計上されることになり、重複が生じる可能性は否定できないところでございます。

警察におきましては、全国警察の協力の下に、医師や歯科医師の御協力もいただきながら、昨日現在で、岩手、宮城、福島三県で一万四千三百五十一体の御遺体を収容し、そして検視はほとんど一〇〇%できておりますけれども、身元確認というところになりますと、八四・三%に当たります一

万二千四百四体の身元確認を終えているところでございます。

身元の特定は、御遺体のお体の特徴や所持品等を手掛かりにして御遺族等から事情を聴くとともに、直接御遺体や写真を確認いただくなど慎重に行う必要があると認識をしております。その上で、できるだけ速やかにかつ一体でも多くの御遺体の身元確認を行うために、岩手、宮城、福島の三県警察では、所持品等から判明した氏名、年齢、居住地等の情報をウェブサイトに掲載するとともに、三県で収容された身元不明の御遺体のお顔や所持品等の写真台帳を共有し、各安置所等に備え付けるなどして御遺族の負担軽減に取り組んでいるところでございます。

なお、DNA鑑定のデータベースでありますとか指紋写真などもよりですが、御遺体、日々傷んでまいりますので、やはりこれは火葬にできるか又は埋葬かという、これ地元自治体に、もうこれは断腸の思いでありますがお渡しをするというケースも出ております。これは決して安易な扱いは一切いたしておりません、後々分かる材料もしつかりと確保しながらそういう経緯をたどつていくところでございます。

○松村龍二君 どうもありがとうございます。

○谷合正明君 公明党の谷合です。まず初めに、震災対応について伺ひさせていただきます。

先日被災地域に行つた折に、こういう悪質な詐欺事例が増えているということで、例えば、原子力損害賠償制度に基づく仮払金なんか支給され始めるというところで、高齢者とかどうか分りませんけど、電話で、その申請手続を代行すると、ついでには通帳やら何やら渡してほしいというふうなもののが消費者センターにも届けられていふと、これは未遂に終わったようではあります、あると。

震災直後は恐らく義援金の詐欺とかあつたと思ひうんですけれども、今後、各種支援制度、先ほど

の原子力損害賠償金、また、ほかにもいろいろな各種公的な支援制度も支援金が支給されていきますと、高齢者、特にいわゆるそういう方々に詐欺が狙いを付けていくのではないかと思うわけでありますが、こうした点についてどのようにまず警察の方で取組を強化されているのか、この点について伺いさせていただきます。

○国務大臣(中野寛成君) お答えいたします。

御心配のことは誠にごもっともなわけでございますが、今の事例のちよつと前提で、時系列的になるかもしれませんが、今回の震災に便乗した義援金という名目の詐欺については、昨日までに全国で二十四件認知をし、そのうち九件を検挙いたしました。そのほか、事件性が判然としない不審情報を含め、昨日までに二百数十件の相談が都道府県警察に寄せられております。このような犯罪は被災された方々に対する国民の善意を踏みにじる悪質なものでありますから、この防止と、そして防止のための広報啓発に努力をしていく所存でございます。

その手口ですね、市役所職員や実在の団体を装うなどして電話や訪問等により義援金名目の現金等を求めるものが全体の約七割を占めて最も多く、震災に絡んで電気、ガス設備の点検、修理名目で現金を求めるもの、被災地にいる身内と装った電話で現金を求めるおれ詐欺、そういうものがございいます。

また、いろいろ調査はいたしておりますけれども、いずれにせよ、いろんな相談、また啓発活動によって、広報活動によってこれを防ぐという努力を精いっぱいこれからしていきたいというふうに思っているところでございます。

○谷合正明君 是非とも、注意のポイント等を当事者の方々、被災者の方々を実際どうしたらいいのかという具体的な行動につながるような注意喚起、またアプローチをしていただきたいと思っております。福島県の避難所にも福岡県警の方が訪問されていて、そういうようなこともされているわけですが、その折にもこういう詐欺対策なんかも

しっかりと周知をしていただきたいと思っております。次に、法改正について質問させていただきます。

犯罪収益移転防止法の改正ですが、まず、改正の時期が今のこの時期になったわけでありますが、もつと早く対応できなかったのかという思いもあるわけでありますが、この点について、今見直しがこの時期になったということについて、この理由についてまずお聞かせください。

○政府参考人(小谷涉君) F A T F の第三次対日相互審査によりまして様々な指摘があったわけ

でございますが、平成二十年十月、この相互審査の結果が公表されました以降、私も関係省庁等とともに対応策を検討してきたところでござい

ます。このうちで顧客管理に関する問題は、対象となります事業者が多岐にわたっていること、それから取引実務でありますとか、利用者、つまり国民の利便性にも影響をいろいろ与えるものでありますこと、有識者懇談会の開催等を経るなどいたしまして、関係省庁と慎重に検討を行ってきたものでございます。

議員から非常に時間が掛かっているではないかという御指摘でございますが、いずれにいたしましても、F A T F からは相互審査結果の公表後三年である本年の十月までに改善を図れということ

を求められておりますので、本年十月のF A T F の全体会合におきましては、できる限り良い評価をいただけるように改善状況につきまして説明を

尽くしてまいりたいと考えております。

○谷合正明君

次に、このF A T F の勧告なんです。今回の改正では、取引時の確認事項の追加部分については、義務の主体である特定事業者から司法書士等の士業者が除かれているわけ

でございますが、その実情は国によって違っているところがございます。

○政府参考人(小谷涉君) 弁護士等のいわゆる士業者による疑わしい取引の届出につきましては、犯罪収益移転防止法の制定時に日本弁護士連合会等から依頼者との関係に与える影響について懸念が示されたことなどを踏まえまして、引き続き検討を行うこととし、この法制定時には届出義務を課さないこととされたものでございます。

今回の改正におきましては、F A T F 勧告、これ四十九ございますが、そのうち重要勧告とされる六つのうちのひとつとして重要な位置付けがなされているにもかかわらず、四段階ある評価のうち最低の不履行との評価を受けております顧客管理の項目について最優先で対応を図らせていただくものでございます。

弁護士等の、御指摘のありました士業者の疑わしい取引の届出義務につきまして、重要勧告という点では位置付けられておりませんけれども、F A T F の指摘の一つでございます。我が国におけるマネーロンダリング事犯の動向等も踏まえて、関係省庁、関係団体と十分に協議の上、引き続き検討してまいる所存でございます。

○谷合正明君 確認ですけれども、そのF A T F の勧告というのは、例えば我が国では日弁連等からの懸念が示されたことであるとか我が国なりの実態であるとかいうのは余り考慮されずにこういう勧告に至っているんじゃないか。これは通告しておりませんけれども、もし分かる範囲でお聞かせいただければと思います。

○政府参考人(小谷涉君) これは、F A T F ではマネーロンダリング対策のために各国が取るべき基準というのをまず定めて、それに基づいて相互審査が行われる、各国を審査しているという形でございまして、それぞれの国によってもなかなか基準が違わうわけでございますので、できるだけ基準をクリアするように各国努力をしているわけで

ございますが、その実情は国によって違っているところがございます。

ちなみに、弁護士による疑わしい取引の届出について、例えば米国、アメリカにおきましては法曹協会というところが、依頼者関係とか弁護士会の独立を損なういかなる法令にも反対する旨の決議がなされたということがございまして、アメリカにおいては弁護士に対する規制が掛けられていないとか、そういうものもある事情がございまして、日本としては、いろいろな条件がある中でできるだけその勧告にこたえようとして努力してきているところでございます。

○谷合正明君 今のと関連するところもあるんですが、四十九あるF A T F 勧告のうち我が国は不履行の項目が十あるということですが、改正が見送られている項目があります。

これは先ほど来の答弁の中で、例えばお国柄であるとかの事情が様々あるとか、あと、各国に比べて相対的に低いとか高いとかそういうことでもないという大臣の答弁もございましたが、そう聞くと余計にどういふことなのかと私もよく分からなくなるんですが、国際的な基準が我が国の実情に当てはまらない部分があるというふうな受け止めてよろしいのか。

また、一方で国際的な信用力ですね、このF A T F 勧告という勧告があるわけですから、こういう国際的な勧告という観点から、やっぱり我が国の場合ですと他国に比べるとバツの数が多いわけ

です。そうすると、今回改正しなかった部分について今後どういふふうに進めていくのかという点について、併せて大臣の方に答弁願いたいと思

可能な範囲で最優先で対応を図ろうとするものということがあります。

これ、警察だけが担当している分野というのかなりごく一部でございまして。金融庁や各省庁が担当している分野、約十省庁ぐらいに及んだと思えますけれども、九省庁ですね、にまたがりまして、それぞれの省庁が自分の分野で担当するところをそれぞれに検討していただいております。

これを一括してまとめて、相談をして、日本国政府としておんと出せば、もつと一気に問題解決というか、イメージも上がってくると思えますが、それぞれに経緯、歴史ありますし、別に縦割り行政で云々することではありませんけれども、しかし、それは精査をしていきたいと思います、国民の負担もこれは増えます、協力をいただけないといけませんので。そしてまた、犯罪防止のための効果も上げなければいけない。これらのことについて、まずできることからやってみよう。そして、一番悪い評価をされたところからしつかりやっていこうということ、まず警察で自分の分野、所轄のところについてスタートをさせたというのでございまして、そこはよろしく御協力をお願いしたいと思います。

○谷合正明君 大臣がそう答弁されましたけれども、まさにほかの役所と絡むところがあるので、逆にほかの役所の進具合どうなのかなと思っております。余り警察庁に比べると動きが見えないものですから、私はある意味、連携する部分はしっかりと連携していただきながら、十月の会合あるんではないか、これにしっかりと臨まない、何か再度また勧告を受けるとか、そういう事態になりかねないのではないかと思っております。警察だけよければいいという話でもないと思っております、どうぞこの点についてはよろしくお願ひ申し上げます。

以上で終わります。
○小野次郎君 今日、私、十四年前の新聞に自分が「論壇」に投稿した、資料として配らせていただきました。この時期が九八年の前年で、第二

回の対日審査を迎える前年だったんですね。そのときには、この見出し自体がこれを取り上げてくれた新聞社と論争になったんです、前夜まで。マネロンと書きたかったんですけど、マネロンという言葉は社会的に認められていないと言われて、資金洗浄と、こう直されたんです、新聞社からそれぐらい、この十数年間の間に制度も変わったし私たちの認識も変わったと思うんですが、私が日本で最初のFATFの国際審査員なんです。アメリカに対する対米審査の国際審査員で、日本が最初に選ばれて行ったこともありまして、ところが、本国の日本は非常にお寒い状況だったので、これをもう世論に訴えようということで新聞にも投稿したということです。

そうしましたら、直接じゃないんですけども、当時の橋本総理の耳に達して、これ何とかしなきゃいけないけど、警察の権限を増やしてくれという話なのかということになったので、いえ、そういうことではありませんと言って、最初は、後で御答弁の中に出てくるかもしれませんが、金融庁にこのFATFという機関をつくってもらったんですね。以来、当時は数省庁でしたけど、今大臣もおっしゃったとおり、九つとか十つとか多くの省庁が協力して運用しているという機関として整備されてきたものなんです。

それで、まず知識の整理のために一つお尋ねしますけれども、同僚議員がいろいろ聞いてまいりました。じゃ、逆に聞くと、FATFの勧告というのは、条約の履行義務でもないのに、この国際機関の指摘にこたえて国内法の改正が必要とされる理由はなぜなんですか。つまり、履行しないという悪い評価を受けたり、あるいは不履行という評価を受けるということに対するペナルティーとか国際的な制裁というものがあからこの国内法の改正が必要となっているのでしょうか。そこをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中野寛成君) 事の経緯は今おっしゃられたように小野先生の方がお詳しいわけで、むしろ議員立法で提出いただいて私の方が質問者にして

立ちたいという感じもいたしますが、経緯を御説明いただいたことに感謝をいたしたいと思います。

今まさに法的拘束力はないのにという、いわゆる逆質問の形でございまして、ありがとうございました。そのことによつて大変答弁がしやすくなったんでありますが、そのままだよまでの経緯、なぜ国内法の改正が必要なのかということについてちよつとお答えをさせていただきたいと思ひます。

FATFは、加盟国におけるマネーロンダリング対策及びテロ資金対策に係る勧告の履行を目指す、各加盟国に対し、順次その他の加盟国により構成される審査団を直接派遣して相互にその履行状況を審査をしている。その審査団を先生がおやりになられたということのお話がありました。

我が国は、平成十九年から二十年にかけて第三次相互審査を受け、その結果は平成二十年十月に公表されたところであります。FATFからは、重要勧告の一つである顧客管理に関する勧告について様々な指摘を受け、四段階ある評価のうち最低の不履行との評価を受けたほか、テロ資金の国内取引の凍結の問題や国際組織犯罪防止条約の批准の問題など、他の勧告についても様々な指摘を受けました。

各FATF加盟国は、不備が指摘された項目について相互審査の結果公表から三年以内に改善措置をとることが求められていることから、我が国は本年十月に開催される全体会合までに改善措置を講ずる必要があるということでございます。このうち、先ほどもちよつと申し上げておりましたのが、警察庁が担当する顧客管理の項目に関する部分については、本法案でFATFの指摘に相当程度こたえたものとなるよう措置するものでございます。

○小野次郎君 僕の聞きたかったことに必ずしも的確にお答えいただけていないと思ひますけれども、自分で自分の原稿を見てくださいというのとおこがましいんですが、このお配りさせていただいた資料の二枚目にもありますけれども、結局最

後は、対策が不十分な国との金融取引において、よその国、諸国が一致してその国との金融取引について一定のハンディを課すということ、これが唯一の制裁なんです。つまり、日本のマネロン対策が十分でないという評価を受けると、国際的な金融の世界、つまり警察でない、むしろ金融機関の世界の方で日本は透明性が低い国だという評価を受けるということがマイナスだということなんです。そこを是非お答えいただきたかったなと思ひます。

ですから、先ほどの同僚の谷合委員の質問に対する答えも同じなので、それぞれの担当の省庁が適切な対応を取るべきだというのは、別に義務があるからというよりも、そうしないと日本という国の金融システム自体の評価が下がっちゃうんですよ。ということだけじゃないということなんです。ね、逆に言うと。そこをいかに、旗持ちと言つては失礼ですけども、一番フラッグを持っている警察庁がよその省庁に説得力を持てるかということなので、是非その点はしっかりと説得力をしていただきたいと思ひます。

二十一世紀にどんなビジネスが伸びると思うかと会合で話題になったときに、ある人はネットビジネスだろう、ある人は環境ビジネスだろうと言つたときに、私が答えたのは、いや、二十一世紀に確実に伸びるのはノックエスチョンビジネスというやつなんだと。つまり、なぜやるんですか、何のためにやるんですかということ聞かないというところでお金を取る商売というのはこれから伸びるんだということを、僕は警察でしたから申し上げましたけれども、まさに今回、というかずっと一連の、この以後の十年間、様々な顧客管理の規制を厳しくしてきた、あるいは範囲を広げてきた、業種を広げてきたのは全てノックエスチョンビジネスということ、ビジネスにさせちゃ駄目なんだということを、そういう努力を政府として、国際的にも求められてきたということだろうと思ひます。

次にお伺ひしますけれども、この疑わしい取引

に関する情報を有効活用するために、最初は金融庁に、そして今は警察庁に移りましたけれども、資金情報機関、ファイナンシャル・インテリジェンス・ユニットというのがあるわけですから、その組織と構成メンバーをお伺いしたいと思います。また、このFIUというのは日本でもな機関から集めた情報を集約しているのか、それというユーザーというか、ユーザー機関はどんな範囲に情報を活用してもらっているのか、そこについても、大臣でなくて政府参考人でも結構ですけれども、お答えいただければと思います。

○国務大臣(中野寛成君) 先ほどの答弁に対して、先生から補足していただきました。国際的なやはり金融機関の信用、これは一番大きな目的と言っても過言ではないと思います。どなたか、前の質問者のお答えの一部でそのことを申し上げたように思いましたけれども、改めてそのことは強調させていただきたいと思います。

また、今の御質問にお答えをいたしますと、資金情報機関FIUとは、特定事業者からの疑わしい取引に関する情報の集約、整理及び分析や捜査機関等への提供を行う機関であり、各国にそれぞれ設けられるものであります。我が国のFIU機能は、平成十九年の犯罪収益移転防止法成立以前は金融機関を所管する金融庁が担ってきたところでありましたけれども、金融機関以外の業種も規制の対象となること等を契機として、組織犯罪対策、テロ対策で中核的な役割を担う国家公安委員会、警察庁に移管することが適当であるとの判断がなされたところであります。小野先生が一番その経緯は御存じだろうと思います。

現在、国家公安委員会、警察庁に置かれているFIUについては、刑事局組織犯罪対策部の犯罪収益移転防止管理官がその事務を処理する任に当たっており、警察職員のほか様々な専門的知見を十分活用する観点から、検察庁、海上保安庁等からの出向者で構成されているところでございます。また、国家公安委員会、警察庁は、特定事業者から各所管官庁に届出のあった疑わしい取引に

関する情報を集約、分析し、その結果を検察庁、都道府県警察、麻薬取締部、海上保安庁の四つの捜査機関と税関、証券取引等監視委員会に提供をしているところでございます。

○小野次郎君 ありがとうございます。最後の質問になりますけれども、私は、このマネロン対策を日本で整備しなきゃいけないという話をするときにいつも言っていた論理は、犯罪対策のループホール理論、自分で勝手に名前付けていましたけれども、言っていました。どういうことかという、汚い金とか、人間もそうなんです、危険なものもそう、人も物もお金も情報も、犯罪対策に段差があると谷間になったところに漂う、停滞するものなんだということを言っていました、その四十の勧告、当時FATFの勧告を履行するようにと言われたときにも、なぜ条約でもないやつを履行しなきゃいけないんだという、警察の内部ですら言われ、外へ行けばなお言われたときに、銀行協会の方にもお話ししたときにも義務ですかと言われましたけれども、結局は凸凹があると凸凹の凹のところにダーティーマネーが集まるからみんなそろえなきゃいけないんですよということをお願いしました。

その意味で、このFIUの活動の中では国内の関係機関との連携あるいはユーザーの利用機関に情報提供していただくことも極めて重要ではありますけれども、同時に、我が国のFIUと各国のFIUの情報交換の仕組みというのが必要だと思ふんですが、これは当時の経験で言うところと外交一元化と、外交チャネルじゃないところで、実務機関でそうやって情報交換することについてなかなか出だしは御理解いただけなかった部分があったんですけれども、現在の状況、情報交換の仕組みをまずお話しいただきたいのと、あるいは最近における国際協力、そういった情報交換の結果、言える話と言えない話とあるでしょうけれども、こういうジャンルの部分で実績を上げていますということをお説明いただきたいと思います。

○政府参考人(小谷渉君) 我が国のFIUと外国

のFIUとの間の情報交換につきましては、犯罪収益移転防止法の第十二条に規定がございます。第十二条第一項においては、我が国のFIUとしての国家公安委員会、警察庁が外国のFIUに対して、その職務の遂行に資すると認める疑わしい情報に関する情報を提供することができると定めております。また、第二項では、第一項の規定に基づいて、外国のFIUに提供する情報が提供先機関の職務の遂行以外に使用されず、かつ同意なく刑事事件等に使用されないよう適切な措置がとられなければならない旨が定められているところでございます。

今申しました適切な措置でございますが、原則として外国との間で国際約束を締結することによるものとされており、それが困難な場合は外交当局間同士の口上書により、更にそれも困難だということになりますとFIU同士の当局間文書、これMOU、モロランダム・オブ・アグライスタンディングによるものとされているところでございます。FIUであります国家公安委員会、警察庁は、外交当局であります外務省の御了解をいただいた上で、この三つの方法のうち各国のFIUとの間で先ほど申しましたMOUを設定し、これに基づいてFIUの間で直接情報交換を行っているところでございます。現在、アメリカ、韓国、香港等二十七の国・地域とMIUを設定して情報交換をいたしております。

最近の実績でございますが、外国のFIUからの我が国に対する情報提供の要請件数は平成二十二年では五十四件、それから、これとは逆に我が国のFIUから外国のFIUに対する要請は平成二十二年は七十八件、それ以前の数字もござい

ますが、この要請は順次年を追うごとに伸びてきております。それ以外にそれぞれの要請に基づかない情報提供というものもございまして、平成二十二年はそういうものも含めると百六十二件ということでございます。

今後とも、できるだけ積極的な情報交換に努めてまいりたいと存じます。

○小野次郎君 質問をこれで終わりますけれども、やはりこういったやや理解されにくい分野の制度の整備であるだけに、是非警察当局にはいい実績を、目に見えるものを上げていただくことで、そのために金融機関でも、あるいは今度新たに加わる義務の履行をされている方たちも、自分たちが履行、遵守していることがそういうことに役立っているんだということが、理解してもらうためには成果を出すことが一番大事だと思いますので、そのことにも努力していただきたいということを御期待申し上げて、私の質問を終わります。

○糸数慶子君 無所属の糸数です。よろしくお願

いいたします。まず、法案の質問に入ります前に、東日本大震災における警察の対応状況について改めてお伺いをしたいと思います。

東日本大震災が発生して以降、多くの警察官が被災地に赴き、パトロールのほか、救出そして救助活動、先ほどもございましたが、女性警察官による心のケアなど、多岐にわたって活動していらつしやいます。被災地では様々な困難があり、警察官自身も大きな心身に負担が掛かっているというふうに思いますが、被災された方々のために身を粉にして活動していらつしやる警察の方々に心から敬意を表し、お伺いしたいと思います。

この度の震災が発生して以降、警察においてはどのような体制をしき、何人体制でどのような活動に従事をしてこられたのか。また、被災地に赴いている警察官の心のケアをどのようにして併せてやっていらつしやるのか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(中野寛成君) むしろ御質問に感謝をしなければいけないと思いますが、ありがとうございます。

東日本大震災に伴い、警察庁では警察庁長官を長とする緊急災害警備本部を、そして、岩手県警察、宮城県警察、福島県警察を始めとする全ての都道府県警察では警察本部長を長とする災害警備

本部を設置するなど、所要の体制を確立し、組織を挙げて被災情報の収集、被災者の救出、救助、避難誘導、パトロール、緊急交通路の確保、御遺体の収容、検視等の各種活動に全力を尽くしてきたいと思っています。

また、特筆すべきは、警察情報、警察無線などが、各自自治体の連絡が寸断をされた、機能しなくなったときに、唯一警察電話だけが、通信だけが通じて、そして東京から、またそれぞれ県庁から各市町村への連絡等についてはそこへパトカーが行って、そのパトカーの電話でいろんな通知、通達をお伝えをしたという経緯もございまして、言うならば唯一警察の通信網だけが健在だったというところが多かったことも特筆をさせていただきたいと思っています。

警察庁は、震災発生直後、全国の部隊に出動の指示を行い、その翌日には、岩手県、宮城県及び福島県に対し合計約千八百人の部隊を派遣し、地元警察と共に被災者の救出、救助等に当たったところでございます。また、順次被災三県に派遣する部隊を増強し、さらに四月に入ってから約千五百人の部隊を増強派遣し、本日現在、全国から派遣された警察職員約四千五百人と地元警察約八千人、合わせまして一万二千五百人以上の体制で連日各種活動を実施しているところでございます。これまでに被災三県に派遣された警察職員は約二万六千人に及んでいるところでございます。

また、心のケアの問題等につきましては、もう以前先生にお答えをいたしました、女性警察官、そしてまた女性警察官をサポートするための男性警察官も含めましてそれぞれ派遣をさせていただき、被災者の皆さんに寄り添う活動を展開をしているところでございます。

ただ、警察官の支援も実は限界といえます、来ております。全国の警察でそれをサポートする支援チームをつくったり、いろんな形で、例えば警察官の活動のシャツもろくにクリーニングもできないとか、いろんなことがございます。活動している、それを全国の警察でサポートしようとい

うことで、支援チームが物心両面にわたって現地に派遣をされた人たちをまたサポートするというような形で、全警察一体となって努力をしていることをこの際ちよつとアピールさせていただきたいと思っています。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

私も先日、わずか二日ではございましたけれども、被災地へ伺いましたときに、ちょうど御遺体が収容されて警察の皆さんが黙禱をささげていらつしやるその現場に遭遇をいたしました。わずか二日間の滞在日数ではありましたが、やはりその日は午前四時、五時ごろまで本当に眠ることができませんでした。

ですから、そういう状況を考えますと、何日間もずっとそういう被災地に対応されて、しかも御遺体に対する対応なども毎日のようになさつていらつしやる方々のことを考えていきますと、警察官の皆さん、現地にいらつしやる方、あるいはまた戻つてこられた方に対する心のケアも専門的にきちんと対応していただきたいということとをえて重ねて要望を申し上げたいと思います。

今回のこの法案に関しての御質問でございますが、もうほとんど今同僚議員の皆様から細かく質問がございましたので、私も四項目通告をしてございまして、時間の関係もございまして、まず通告をいたしました三番目の方からお伺いをしたいと思っています。

平成二十年の十月に出されたFATFの対日相互審査の結果を受けて、政府におきましてはFATF勧告実施に関する関係省庁連絡会議が設置されることと、警察庁におきましてはマネー・ロンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会が設置されました。しかし、警察庁の懇談会が設置されたのはFATF対日相互審査が終わつてから約一年半後の平成二十二年二月でありました。そして、本法律案が提出されたのはFATF対日相互審査から約二年半後であります、また、先ほども出しましたが、関

係省庁連絡会議は設置されて以降三回しか開かれていないという実態がございます。

本年十月までに相互審査のフォローアップ手続の対象から外れるよう努めることが求められているわけですが、政府内における検討は対日相互審査以降、具体的にどのように行われてきたのか、お伺いいたします。

○政府参考人(小谷涉君) 平成二十年の十月に第三次対日相互審査の結果が公表されました以降、政府内では、ただいま議員から御指摘がございました関係省庁連絡会議を始めとして、各級レベルで対応策について検討を進めてまいりました。

連絡会議は御指摘のとおり開催は三回でございますが、それ以外にもこの勧告をフォローアップするためのいろいろなレベルでの検討を進めてきたところでございます。このうち、特に顧客管理に関する問題は、対象となる事業者も多岐にわたり、また取引実務や利用者の利便性にも大きな影響を与えるものでございますので、事業者へのヒアリング等でございますとか有識者懇談会の開催等を経るなどいたしましたして、関係省庁とともに慎重に検討を行つてきたものでございます。

いすれにいたしまして、本年十月のFATF全体会合におきましてできる限り良い評価を得られるように、改善状況についてしっかりと説明をしてまいりたいと存じます。

○糸数慶子君 それでは、最後になりますが、今回の東日本大震災に便乗して義援金を振り込ませようとする詐欺に関する情報や相談が増えていると、先ほども質問ございましたが、この未曾有の災害に見舞われた方々のために寄附をしようとした国民の良心を踏みにじるような犯罪は絶対に許してはならないというふうに思います。

また、義援金詐欺による金がマネーロンダリングを経て他の犯罪に使われるおそれがあるという意味でも、やはり義援金詐欺による被害を阻止するとともに、マネーロンダリングを防ぐため警察が中心になつて政府一丸で取り組むことが求めら

れるわけですが、国家公安委員会委員長に對しましては、全体を考へての決意をお伺いをしたいと思ひます。

○國務大臣(中野寛成君) 議員御指摘のとおり、義援金詐欺につきましては、被災された方々に対する国民の善意を踏みにじる極めて悪質なものであるということから、引き続き取締りの強化と被害防止のための広報啓発に努めてまいりたいと思ひます。

また、犯罪組織が得た収益は、おつしやるように更なる組織的犯罪の資金として使用されたり、不正な事業の支配に使用されたりすることから、マネーロンダリングを防止することは極めて重要でございます。

本法案が成立した際には、改正法の効果的な運用等により、義援金詐欺の防止はもとよりのことと、一層のマネーロンダリング対策に努めてまいりたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

今、国家公安委員会委員長の方から御決意をお伺いいたしました、先ほどから何度もございまして、やはりこのFATFにより実施された対日相互審査の結果で我が国のマネーロンダリング対策が、FATFが実際には各国がとるべき措置をまとめた四十の勧告及びテロリストへの資金供与対策のための九つの特別勧告の内容を十分に反映できていないということが判明したわけでありました。

そういう意味でも、やはりこのFATF勧告の遵守についての評価、これは四段階評価のうち一番良い評価である履行が四十九項目のうちの四項目、それからおおむね履行が十九項目、そして一部履行が十五項目、一番悪い評価である不履行が十項目、そして適用なしが一項目となつてゐる。これはそれぞれの委員の皆さんの質問の中でも、具体的にこういう評価の報告なども実際に質問の中にもございました。

言えることは、やはり履行及びおおむね履行の割合の中で、日本は四八％、これはFATF加盟

国の中で良いとは言えないわけですし、G8の各国に限定して評価いたしますと、米国が八八%、英国が七三%、イタリアが六三%、カナダが六一%、ロシアが四九%、ドイツが五九%、フランスが八〇%、そして日本が今申し上げましたように四八%というふうな、こういう結果になっているわけですね。これが全体の我が国におけるマネーロンダリング対策の状況を正確に表す数字ではない、一定の参考になるというふうには思っております。やはり一つの国でやっていくことではなくて、世界的に取り組まなければならないというふうには思っております。

平成十九年三月二十九日、本委員会では犯罪収益移転防止法が可決された際の附帯決議には、犯罪による収益の移転防止及びテロ資金対策において、国際的な連携を十分に図ること、また、金融活動作業部の、いわゆるFATF等におけるルール作りにおいて、我が国の国情を踏まえつつ、主体的な役割を果たすことができるよう体制を整えることというふうにあるわけで、実際に我が国のマネーロンダリング対策に対するFATFの評価というののもこういう形で出ているわけですが、最後にその評価に対して、どう変えていくか、そして今度のその十月のフォーラムに対する決意を再度お伺いいたしまして、終わりたいと思っております。

○国務大臣(中野寛成君) 今国会におきましてこの法案を提出をいたしました中で、大変優先的にこの法案を当委員会でも、また国会でも取り上げていただいたこと、そのことについても感謝したいと思っております。

今先生御指摘のように、やっぱり国際社会における信頼度をいかにして日本が確立をしていくかということは大変重要なテーマであります。そして、この果たしている役割を思いますと、特に最近ではテロの問題があり、そしてまた薬物の問題があり、そして、このFATFからはイランとともに非協力的な国として北朝鮮が名指しをされてい

るわけでありまして、北朝鮮対策というのは、私は拉致問題対策も兼ねておりますけれども、やはりこれらを適切に適用することによってそれらのいろんな国際的な問題に対応する力も付けることになるわけでございますので、そういう視点をも考えながら、そしてまた、今先生が総合的ににおまとめいただきました御意見をしっかりと肝に銘じながら今後努力をしてまいりたい、また十月の全体会合にもそういう視点で臨んでまいりたいと思っております。

○殺数慶子君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(松井孝治君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

○委員長(松井孝治君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

部を改正する法律案
犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律
犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

○委員長(松井孝治君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

第一条中「はく奪し」を「剝奪し」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「本人確認」を「本人特定事項(第四条第一項第一号に規定する本人特定事項をいう。第三条第一項において同じ。)等の確認」に改める。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

第二条第二項中第四十三号を第四十六号とし、第三十九号から第四十二号までを三十九号ずつ繰り下げ、同項第三十八号中「あて」を「宛て」に、「第二十条第一項第十一号において」を「以下」に、「連絡するを」を「連絡し、若しくは当該顧客宛ての若しくは当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する」に改め、同号を同項第四十一号とし、同項第三十七号を同項第四十号とし、同項第三十六号中「第四号」を「第二十一条第一項第十五号」に改め、同号を同項第三十九号とし、同項第三十五号を第三十八号とし、第三十二号から第三十四号までを三十九号ずつ繰り下げ、第三十一号の二を第三十四号とし、第三十一号を第三十三号とし、第三十号を第三十二号とし、第二十九号を第三十一号とし、第二十八号の二を第三十号とし、第二十八号を第二十九号とし、第十六号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の二を第十六号とし、同条に次の一項を加える。

○委員長(松井孝治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

3 この法律において「顧客等」とは、顧客(前項第三十八号に掲げる特定事業者にあつては、利用者たる顧客)又はこれに準ずる者として政令で定める者をいう。

条第二項第四十二号に、「第八条を「第十一条」に、「顧客(同項第三十五号に掲げる特定事業者にあつては、利用者たる顧客。以下同じ。)又はこれに準ずる者として政令で定める者以下「顧客等」という。」を「顧客等」に、「次の表を「別表」に、「以下「特定取引」という」を「次項第二号において「特定取引」といい、同項前段に規定する取引に該当するものを除く」に改め、「運転免許証の提示を受ける方法その他の」を削り、「本人特定事項当該顧客等が自然人である場合にあっては氏名、住所(本邦内に住所を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項)及び生年月日をいい、当該顧客等が法人である場合にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。」「を「次の各号(第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号)に掲げる事項」に改め、「以下「本人確認」という。」を削り、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一 本人特定事項(自然人にあつては氏名、住所(本邦内に住所を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項)及び生年月日をいい、法人にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。)

二 取引を行う目的

三 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容

四 当該顧客等が法人である場合において、その事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして主務省令で定める者があるときにあつては、その者の本人特定事項

第四条第四項中「(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)」を削り、「及び代表者等」の下に「(前二項に規定する現に特定取引等の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。)」を加え、「本人確認」を「第一項若しくは第二

項（これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（以下「取引時確認」という。）に、「顧客等又は代表者等の本人特定事項」を「当該取引時確認に係る事項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「顧客等が」を「特定事業者との間で現に特定取引等の任に当たっている自然人が顧客等と異なる場合であつて、当該顧客等が」に、「その他」の「を」その他に、「である場合」を（以下この項において「国等」という。）であるときに改め、「当該顧客等のために当該特定事業者との間で現に特定取引の任に当たっている自然人を顧客等とみなして」を削り、「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「を適用する」を「の適用については、次の表の第一欄に掲げる顧客等の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする」に改め、同項に次の表を加える。

国等（人格のない社団又は財団を除く。）	第一項	第一号	第二項	第一項	第一号
	次の各号（第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号）	第一号	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第一号に掲げる事項）	次各号	本人特定事項
人格のない社団又は財団	第一項	第一号	本人特定事項	第一項	第一号
	第二項	第二号	当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容	第二項	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況
	第三項	第三号	前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況	第三項	前項第一号から第三号までに掲げる事項

第四条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「の本人確認を」を「について第一項又は第二項の規定による確認を」に、「特定取引を」を「第一項又は第二項前段に規定する取引（以下「特定取引等」という。）を」に、「特定取引の」を「特定取引等の」に、「本人確認に」を「当該確認に」に改め、「（以下「代表者等」という。）を削り、「本人確認を」、主務省令で定めるところにより、その者の本人特定事項の確認に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの（以下この号において「特定国等」という。）に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの
三 前二号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの
四 特定取引の第一項の規定は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認（当該確認について第六項の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限り）を行つていて顧客等との取引（これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。）であつて政令で定めるものについては、適用しない。

2 特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち次の各号のいずれかに該当する取引を行うに際しては、主務省令で定めるところにより、当該顧客等について、前項各号に掲げる事項並びに当該取引がその価額が政令で定める額を超える財産の移転を伴う場合にあつては、資産及び収入の状況（第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、前項第一号に掲げる事項）の確認を行わなければならない。この場合において、第一号又は第二号に掲げる取引に際して行う同項第一号に掲げる事項の確認は、第一号又は第二号に掲げる事項の確認の方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、第八条第一項の規定による届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において行うものとする。

3 第一項の規定は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認（当該確認について第六項の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限り）を行つていて顧客等との取引（これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。）であつて政令で定めるものについては、適用しない。

次のいずれかに該当する取引として政令で定めるもの
イ 取引の相手方が、その取引に関連する他の取引の際に行われた前項若しくはこの項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四項の規定による確認（ロにおいて「関連取引時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等第六項に規定する代表者等をいう。ロにおいて同じ。）になりすまししている疑いがある場合における当該取引

ロ 関連取引時確認が行われた際に当該関連取引時確認に係る事項を偽つていた疑いがある顧客等その代表者等が当該事項を偽つていた疑いがある顧客等を含む。）との取引
二 特定取引のうち、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域として政令で定めるもの（以下この号において「特定国等」という。）に居住し又は所在する顧客等との間におけるものその他特定国等に居住し又は所在する者に対する財産の移転を伴うもの
三 前二号に掲げるもののほか、犯罪による収益の移転防止のために厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引として政令で定めるもの
四 特定取引の第一項の規定は、当該特定事業者が他の取引の際に既に同項又は前項（これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による確認（当該確認について第六項の規定による確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限り）を行つていて顧客等との取引（これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。）であつて政令で定めるものについては、適用しない。

る者の項の中欄に規定する特定受任行為の代理等をいう。以下この条において同じ。」を加え、「本人確認記録」を「確認記録」に改める。

第八条を削る。

第九条第一項中「第二条第二項第四十号から第四十三号まで」を「第二条第二項第四十三号から第四十六号まで」に改め、「除く」は「の下に」、取引時確認の結果その他の事情を勘案して」を加え、同条を第八条とする。

第十条第一項中「第二十八号の二」を「第三十号」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（取引時確認等を的確に行うための措置）

第十条 特定事業者は、取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うため、当該取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならない。

第二十九条中「第二十条第六項各号」を「第二十一条第六項各号」に、「第二十五条」を「第二十六条」に改め、同条を第三十条とする。

第二十八条第一号中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同条第二号中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第三号中「第二十五条」を「第二十六条」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十七条第一項中「第二条第二項第二十八号の二」を「第二条第二項第三十号」に、「この条を」の項に、「五十万円」を「一年以下の懲役若しくは百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第三項中「二年」を「三年」に、「三百万円」を「五百万円」に改め、同条を第二十八号とする。

第二十六条第一項中「第三十二号」を「第三十五号」に改め、「この間における預貯金契約」の下に「別表第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者の項の下欄に規定する預貯金契約をいう。以下この項において同じ。」を、「（以下」の下

に「この条において」を加え、「五十万円」を「一年以下の懲役若しくは百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条第三項中「二年」を「三年」に、「三百万円」を「五百万円」に改め、同条を第二十七号とする。

第二十五条中「本人特定事項を隠ぺいする」を「顧客等又は代表者等の本人特定事項を隠蔽する」に、「第四条第四項」を「第四条第六項」に、「違反した」を「違反する行為（当該顧客等又は代表者等の本人特定事項に係るものに限る。）をした」に、「五十万円」を「一年以下の懲役若しくは百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改め、同条を第二十六号とする。

第二十四条第一号中「第十三条」を「第十四条」に、「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条第二号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に、「第十七条第三項」を「第十八条第三項」に改め、同条を第二十五号とする。

第二十三条中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条を第二十四号とする。

第二十二号を第二十三号とする。

第二十一条第一項第一号ハ中「第十九号」を「第二十号」に改め、同号ニ中「第二条第二項第三十六号」を「第二条第二項第三十九号」に改め、同号ホ中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十四号」に改め、同条を第二十二号とする。

第二十条第一項第一号中「第十六号から第十八号まで、第二十号から第二十四号まで、第二十六号から第二十八号の二まで及び第四十二号」を「第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十五号まで、第二十七号から第三十号まで及び第四十五号」に改め、同項第四号中「第十九号」を「第二十五号」に改め、同項第十六号中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十四号」に改め、同項第十七号とし、同項第十五号中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十三号」に改め、同項を同項第十六号とし、同項第十四号中「第二条第二項第三十六号」を「第二条第二項第三十九号」に改め、同項を同項第十五号とし、同項

第十三号中「第二条第二項第三十四号、第三十五号及び第三十七号」を「第二条第二項第三十七号、第三十八号及び第四十号」に、「同項第三十八号」を「同項第四十一号」に、「あて」を「宛て」に改め、同項を同項第十四号とし、同項第十二号中「第二条第二項第三十三号及び第四十三号」を「第二条第二項第三十六号及び第四十六号」に改め、同項を同項第十三号とし、同項第十一号中「第二条第二項第三十二号」を「第二条第二項第三十五号」に、「同項第三十八号」を「同項第四十一号」に、「あて」を「宛て」に、「連絡する」を「連絡し、又は顧客宛ての若しくは顧客からの電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する」に改め、同項を同項第十二号とし、同項第十号中「第二条第二項第三十号及び第三十一号」を「第二条第二項第三十二号及び第三十三号」に改め、同項を同項第十一号とし、同項第九号中「第二条第二項第三十号から第三十一号の二まで」を「第二条第二項第三十二号から第三十四号まで」に改め、同項を同項第十号とし、同項第八号中「第二条第二項第二十九号」を「第二条第二項第三十一号」に改め、同項を同項第九号とし、同項第七号中「第二条第二項第二十五号」を「第二条第二項第二十六号」に改め、同項を同項第八号とし、同項第六号の二中「第二条第二項第十五号の二」を「第二条第二項第十六号」に改め、同項を同項第七号とし、同条第二項中「第十条第一項」を「第九条第一項」に、「第十条」を「第九条」に改め、同条第四項中「第二条第二項第三十七号」を「第二条第二項第四十号」に改め、「行う場合」の下に「及び同項に掲げる特定事業者のうち質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第二条第一項の許可を受けた者が同法第十九条第一項の流質物である貴金属等の売却の業務を行う場合」を加え、「当該業務」を「これらの業務」に改め、同条第六項中「第九条、第十五条及び第十六条」を「第八条、第十六条及び第十七条」に改め、同項第一号中「第二条第二項第二十号及び第二十二号」を「第二条第二項第二十一号及び第二十三号」に改め、同条第七項中「第二条第二項第二十

一号、第三十号及び第三十一号」を「第二条第二項第二十二号、第三十二号及び第三十三号」に改め、同条第十項中「第九条及び第十三条から第十七条まで」を「第八条及び第十四条から第十八条まで」に改め、同条を第二十一号とする。

第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とする。

第十七条第三項中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条第五項中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十八号とする。

第十六条中「から第三項まで」を「若しくは第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第四項」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に、「第十条」を「第九条」に改め、同条を第十七号とする。

第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とする。

第十二条第一項中「第九条」を「第八条」に改め、同条を第十三号とする。

第十一条第一項中「第九条」を「第八条」に、「収税官吏、税関職員、徴税吏員」を「税関職員」に、「第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第十条第三項」を「別表若しくは第二条第二項第二号イから二までに掲げる罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から規定する罪、組織的犯罪処罰法第九条第一項から第三項まで、第十条」に改め、同条を第十二号とし、同条の前に次の一条を加える。

（弁護士等による本人特定事項の確認等に相当する措置）

第十二条 弁護士等による顧客等又は代表者等の本人特定事項の確認、確認記録の作成及び保存、取引記録等の作成及び保存並びにこれらを的確に行うための措置に相当する措置については、第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。

2 第五条の規定は、前項の規定により定められ

た日本弁護士連合会の会則の規定により弁護士等が行う本人特定事項の確認に相当する措置について準用する。

3 政府及び日本弁護士連合会は、犯罪による収益の移転防止に関し、相互に協力するものとする。

附則第三条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第三条 削除

附則第四条の前の見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第四条関係)

第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者	金融に関する業務その他の政令で定める業務	預貯金契約(預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。)の締結、為替取引その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十七号に掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する物品の賃貸借契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十八号に掲げる者	同号に規定する業務	クレジットカード等の交付又は付与を内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第三十九号に掲げる者	宅地建物取引業のうち、宅地(宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。以下この表において同じ。)若しくは建物(建物の一部を含む。以下この表において同じ。)の売買又はその代理若しくは媒介に係るもの	宅地又は建物の売買契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十号に掲げる者	貴金属等の売買の業務	貴金属等の売買契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十一号に掲げる者	同号に規定する業務	同号に規定する役務の提供を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十三号に掲げる者	司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第三条若しくは第二十九条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続(政令で定めるものを除く。)についての代理又は代	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十六号に掲げる者	税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条若しくは第四十八条の五に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十五号に掲げる者	公認会計士法第二条第二項若しくは第三十四条の五第一号に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十四号に掲げる者	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第一条の二、第一条の三若しくは第十三条の六に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引
第二条第二項第四十三号に掲げる者	行政書士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)第二条若しくは第四十八条の五に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、特定受任行為の代理等に係るもの	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他の政令で定める取引

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十一条第一項の改正規定(「第九条」を「第八条」に改める部分を除く。)、附則第三条の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定及び附則第四条の前の見出しを付する改正規定並びに附則第三条の規定 公布の日

二 第二十七条第一項の改正規定(「第二条第二項第二十八号の二」を「第二条第二項第三十号」に改める部分を除く。)、同条第三項の改正規定、第二十六条第一項の改正規定(「以下」の下に「この条において」を加え、「五十万円」を「一年以下の懲役若しくは百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める部分に限る。)、同条第三項の改正規定及び第二十五条の改正規定(「五十万円」を「一年以下の懲役若しくは百万円」に、「処する」を「処し、又はこれを併科する」に改める部分に限る。)、公布の日から起算して一月を経過した日

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「新法」という。)
第二条第二項に規定する特定事業者同項第四十一号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての又は顧客からの電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者(第四項第四号において「新規特定事業者」という。)(及び同条第二項第四十二号から第四十六号までに掲げる特定事業者を除く。以下単に「特定事業者」という。)(が、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(前の取引の際にこの法律による改正前の犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「旧法」という。)(第四条第一項の規定による本人確認(当該本人確認について

旧法第六条の規定による本人確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。))を行つて旧法第二条第三項に規定する顧客等(新法第四条第五項に規定する国等(第四項第三号において単に「国等」という。)(を除く。))との間で施行日以後の取引(これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。))であつて政令で定めるもの(第四項第一号において「第一項施行日以後取引」という。))についての新法第四条第一項の規定の適用については、同項中「次の各号(第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号)とあるのは、「第二号から第四号まで」とする。

2 特定事業者が、施行日前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による本人確認(当該本人確認について旧法第六条の規定による本人確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。))を行つて旧法第二条第三項に規定する顧客等(人格のない社団又は財団に限る。))との間で施行日以後の取引(これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。))であつて政令で定めるもの(第四項第二号において「第二項施行日以後取引」という。))についての新法第四条第一項の規定の適用については、同条第五項(同条第一項に係る部分に限る。))の規定にかかわらず、同条第一項中「次の各号(第二条第二項第四十三号から第四十六号までに掲げる特定事業者にあつては、第一号)とあるのは、「第二号及び第三号」と、同項第三号中「当該顧客等が自然人である場合にあつては職業、当該顧客等が法人である場合にあつては事業の内容」とあるのは、「事業の内容」とする。

3 前二項の場合においては、新法第四条第三項中「同項又は前項これらの規定を第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号。以下「改正法」という。)(附則第二条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適

用する第一項の規定又は前項(第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))と、同条第六項中「第一項若しくは第二項(これらの規定を前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は」とあるのは「改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する第一項の規定又は第二項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))若しくは」と、新法第六条第二項中「確認記録」とあるのは「確認記録(改正法附則第二条第一項及び第二項に規定する保存に係る本人確認記録を含む。次条第一項において同じ。))と、新法第七条中「第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))とあるのは「改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定により読み替えて適用する(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))と、「又は」とあるのは「若しくは」とする。

4

次に掲げる取引については、新法第四条第一項の規定は、適用しない。

一 第一項施行日以後取引が第一項に規定する施行日前の取引に関連するものとして政令で定めるものである場合における当該第一項施行日以後取引
二 第二項施行日以後取引が第二項に規定する施行日前の取引に関連するものとして政令で定めるものである場合における当該第二項施行日以後取引
三 特定事業者が、施行日前の取引の際に旧法第四条第一項の規定による本人確認(当該本人確認記録について旧法第六条の規定による本人確認記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。)(及び新法第四条第一項(同項第一号に係る部分を除き、同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による確認に相当する確認(当該確認について新法第六条第一項に規定する確認記録

に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。))を行つて旧法第二条第三項に規定する顧客等(国等(人格のない社団又は財団を除く。)(を除く。))との間で施行日以後の取引(これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。))であつて政令で定めるもの

四 新規特定事業者が、施行日前の取引の際に新法第四条第一項(同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第四項(同条第一項に係る部分に限る。))の規定による確認に相当する確認(当該確認について新法第六条第一項に規定する確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。))を行つて旧法第二条第三項に規定する顧客等との間で施行日以後の取引(これに準ずるものとして政令で定める取引を含む。))であつて政令で定めるもの(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成二十三年五月十三日印刷

平成二十三年五月十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D